

【暫定稿その8】

第7章 行政運営の基本原則

執行機関の役割と責務（暫定稿）

第26条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、次の各号に掲げることに努めるものとします。

(1) 総合的な行政サービスを行うための組織の整備及び必要に応じて連携を図るなどの効率的な行政運営

(2) 適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置

(3) 政策形成能力と資質の向上を図るための研修等による職員の育成

2 市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとします。また、市長及び他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するものとします。

【解説】

(第1項)

- 市の執行機関は、市長及び市長以外の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）を指します。このうち、第1項では、執行機関としての市長の役割と責務を規定しています。
- 社会経済情勢や市民ニーズは、かつてない速度で変化しています。これに迅速かつ的確に対応するためには、総合的な行政サービスを行うための組織の整備が求められます。
- いわゆる「縦割り行政」を乗り越え、必要に応じて組織の横断的な連携を図るなど、市民の立場に立った組織の整備と効率的な行政運営が求められます。市では市長、副市長、教育長及び各部長から成る「庁議」や、各部の主管課長等から成る「政策調整会議」を設置しているほか、必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを設置するなど、連携を図っていますが、複数の部署に関係する問題・課題等の調整及び解決が、今後ますます必要とされます。
- 市の執行機関には、適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置が求められます。また、任命権者として、職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努めることも必要です。

(第2項)

- 市長以外の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員が、それぞれの権限と責任のもと、事務

事業を執行するに当たっては、前項の規定を準用することを規定しています。また、それらの執行機関が、自身以外の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携することも規定しています。

総合計画等（暫定稿）

第31条 市は、基本構想、基本計画、実施計画から成る総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域のさまざまな資源を有効に活用し、その実現を図ります。

2 市は、基本構想及び基本計画（未定稿）について、議会の議決を経るものとします。

3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民が参加するために必要な措置を講ずるとともに、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。

4 市は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。

【解説】

（第1項）

- 長期的、大局的な見地から、将来都市像と施策の大綱、その実現に向けた具体的な施策及び事業を明らかにするものとして、総合計画を策定することを規定しています。
- 総合計画の実施にあたっては、自然や文化、景観などの地域資源を生かすとともに、市民や地域コミュニティ（未定稿）の活力や基盤、資力や情報など、地域のさまざまな資源を有効に活用する必要があります。
- 総合計画は、行政運営にあっては、各種計画の上位にあり、総合的かつ計画的な行政運営の基本的指針となるものです。また、市民に対しては、まちづくりの将来的方向を示し、望ましい地域社会づくりのための理解と協力を求めようとするものです。さらに、民間諸活動に対しては、誘導あるいは指導の指針となるものです。

（第2項）

- 総合計画のうち、基本構想及び基本計画（未定稿）の策定について、議会の議決を経ることを規定しています。
- 平成23年5月の地方自治法の改正により、総合計画のうち、基本構想の部分について、法による策定義務がなくなり、今後、総合計画を策定するかどうかは、自治体の判断に委ねられることになりましたが、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定するという根拠を、まちづくり条例に置くこととしています。

(第3項)

- 総合計画の策定にあたって、市民が参加するため、市が必要な措置を講じることを規定しています。また、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図ることとしています。
- 市民は、市政に参加する権利（第8条）を有しており、また、市は、市民が市政に参加する機会を保障するため、市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を保障（第10条）します。

(第4項)

- 総合計画の推進にあたって、適切に進行管理を行い、その状況を、市民に対して分かりやすく公表することを規定しています。

財政運営（暫定稿）

第32条 市長は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うものとします。

2 市長は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。

3 市長は、適切な手法を用いて、財政状況を市民に分かりやすく公表するものとします。

【解説】

(第1項)

- 市長が、社会情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うことを規定しています。

(第2項)

- 市長が、中長期的な視野に立った財政計画を立てるなど、持続可能で健全な財政基盤を確立することを規定しています。
- 地方財政法第4条の2には、地方公共団体が、「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と規定されています。

(第3項)

- 市長が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、一般会計や特別会計、出資団体等を含めた連結決算を行い、財政健全化指標等の財務諸表などを作成し、インターネット等の適切な手法を用いて、分かりやすく公表することを規定しています。

政策法務（たたき台）

第 35 条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとします。

- (1) 条例や規則の制定等の自治立法を行うこと
- (2) 日本国憲法及び国の法令等を自主的に解釈し、運用すること
- (3) 提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること

【解説】

- 本条では、政策法務について規定しています。「政策法務」には、独自の条例や規則等を作る「立法法務」、国の憲法や法令を主体的に解釈運用する「運用法務」、訴訟等に的確に対応する「訴訟法務」が含まれます。
- 地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、地方自治体には、市民に最も身近な基礎自治体として、解決すべき問題に最も近いところで政策をつくることが求められており、そのためには、自ら条例や規則等を制定するとともに、国の法令を自主的に解釈、運用することにより、それらの政策に根拠を与えることが必要です。また、訴訟等により、さまざまな問題を解決していくことも視野に入れる必要があります。
- 市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、情報の共有（第 5 条）や説明責任、応答責任（第 8 条）の規定に基づき、適切に情報が共有されます。

行政評価（たたき台）

第 34 条 市は、企画、実施、評価、改善という政策循環の確立を図るとともに、市民に対する説明責任の向上を図るため、政策、施策及び事務事業に関する行政評価を行い、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させるよう努めるものとします。

2 市は、客観性及び透明性を確保するため、市民等（未定稿）による行政評価の仕組みを整備するよう努めるものとします。

【解説】

（第 1 項）

- 本条は、行政評価について規定しています。政策は、企画、実施、評価、改善という政策循環の中で行われており、評価が改善につながるようなマネジメントサイクルの確立が求められます。また、その結果は市民に公表され、市民に対する説明責任が向上します。
- 行政評価の実施に当たっては、明確な数値目標を掲げるとともに、成果を

示す「成果指標」、成果を出すために実施した活動量を示す「活動指標」などを示し、事業を実施した結果、市民の視点から見てどうであったのかを明らかにする必要があります。また、行政だけではカバーしきれない範囲については、市民の参加や協働により、問題や課題の解決を図ろうとするきっかけとなるような説明が必要です。

- 現在の行政評価は、総合計画に基づき実施される「事務事業」に対して実施されていますが、より上位の「政策」及び「施策」についても、評価の仕組みを整備することが求められています。

(第2項)

- 行政評価の客観性及び透明性を増すために、いわゆる「外部評価」の仕組みを導入することを規定しています。
- 市民の代表や学識経験者などの専門家を交え、より客観的な視点から、評価を行う必要があります。

監査（たたき台）

第33条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとします。

2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

- 本条では、監査委員について規定しています。
- 監査委員は、地方自治法第199条第1項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査します。また、同第2項の規定に基づき、事務の執行についても監査（いわゆる行政監査）するものと規定しています。

(第2項)

- 監査委員が、監査方法の充実に努めるとともに、その結果が、市民にわかりやすく公表されることを規定しています。
- 監査の結果だけでなく、監査委員から指摘があったことについて、行政がどのような措置を取ったのかについても、公表する必要があります。

項目	H27.1.22 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
執行機関の 役割と責務	<p>（執行機関の役割と責務）</p> <p>第 26 条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、次の各号に掲げることに努めるものとします。</p> <p>(1)総合的な行政サービスを行うための組織の整備及び必要に応じて連携を図るなどの効率的な行政運営</p> <p>(2)適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置</p> <p>(3)政策形成能力と資質の向上を図るための研修等による職員の育成</p> <p>2 市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとします。また、市長及び他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するものとします。</p>	<p>（執行機関・公営企業管理者の役割・責務）</p> <p>第 26 条 市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するとともに、市長と相互に連携し、効率的で効果的な組織運営を行い、市民本位の市政の推進を担うものとします。</p>
総合計画等	<p>第 31 条 市は、基本構想、基本計画、実施計画から成る総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域のさまざまな資源を有効に活用し、その実現を図ります。</p> <p>2 市は、基本構想及び基本計画（未定稿）について、議会の議決を経るものとします。</p>	<p>第 31 条 市は、まちづくりを行うため、基本構想・基本計画・実施計画から成る総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。なお、基本構想は議会の議決を経るものとします。</p> <p>2 市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との整合性を図るものとします。</p>

項目	H27.1.22 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
	<p>3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民が参加するために必要な措置を講ずるとともに、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。</p> <p>4 市は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。</p>	<p>3 市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参加するために必要な措置を講じます。</p> <p>4 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。</p> <p>5 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。</p>
財政運営	<p>第 32 条 市長は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うものとします。</p> <p>2 市長は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。</p> <p>3 市長は、適切な手法を用いて、財政状況を市民に分かりやすく公表するものとします。</p>	<p>第 32 条 市長は、市政の運営が現在および将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うとともに、中長期的な視野に立ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。</p> <p>2 市長は、予算の執行状況、財政状況の現状およびその予測について、インターネット等を活用し、市民に分かりやすく速やかに公表するものとします。</p>
政策法務	<p>第 35 条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとします。</p> <p>(1) 条例や規則の制定等の自治立法を行うこと</p>	<p>第 35 条 市は、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを適切に運用するとともに、条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）を適切に制定または改廃する手続きを行うものとします。</p>

項目	H27.1.22 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
	<p>(2)日本国憲法及び国の法令等を自主的に解釈し、運用すること</p> <p>(3)提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること</p>	<p>2 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、その趣旨を適切な方法で公表するものとします。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>
行政評価	<p>第34条 市は、企画、実施、評価、改善という政策循環の確立を図るとともに、市民に対する説明責任の向上を図るため、政策、施策及び事務事業に関する行政評価を行い、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させるよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、客観性及び透明性を確保するため、<u>市民等（未定稿）</u>による評価の仕組みを整備するよう努めるものとします。</p>	<p>第34条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、総合計画および他の重要な計画に基づく政策等の成果および達成度についての行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させなければなりません。</p> <p>2 市長は、評価しようとする政策等の特性に応じて、市民および学識経験者による評価の仕組みを整備しなければなりません。</p>
監査	<p>第33条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとします。</p> <p>2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めるものとします。</p>	<p>第33条 監査委員は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査（行政監査）するものとします。</p> <p>2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p>